

今月の税務トピックス (給与所得控除の引き上げ)

税 理 士 宮 森 俊 樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算され、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加します。しかし、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造とされています。

令和7年度税制改正では、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除の最低保障額が引き上げられました。

本稿では、給与所得控除の引き上げの概要とその実務上の留意点について解説します。

I 給与所得控除の引き上げ

所得税の給与所得控除について、最低保障額が65万円(改正前:55万円)に10万円引き上げられます(所法28③一)(図表参照)。

また、この改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表:別表二・三)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(別表四)、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(別表五)等について見直しが行われます(所法85, 86, 89, 185, 186)。

II 適用関係

Iの改正は、令和7年分以後の所得税について適用され、令和6年分以前の所得税については、なお従前の例によります(令和7年改正法附則3①)。

ただし、年末調整を考慮して平成7年12月1日から適用できることとされます(令和7年改正法附則①一イ)。

また、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用されます。

III 源泉徴収税額表の適用時期

給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表:別表二・一)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(別表五)の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与

等について適用され、令和8年1月1日前に支払うべき給与等については、なお従前の例によります(令和7年改正法附則9①)。

なお、「年末調整(所法190二ホに係る部分に限ります。)」及び別表五の規定は、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払いをする日が令和7年12月1日以後であるものについて適用され、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払いをする日が令和7年12月1日前であるものについては、なお従前の例によります(令和7年改正法附則9②)。

おわりに

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」として給与収入総額の3割程度が控除されているとの性格を有しています。ところが、給与所得者の必要経費と指摘される支出は給与収入の約3%程度と試算されますので、主要国との比較においても相当手厚い仕組みとなっています。

また、「他の所得との負担調整のための特別控除」として、専ら身一つで、使用者の指揮命令に服して役務提供を行い、失業などの不安定性等の諸事情に対して斟酌を加えるとの性格も有しています。ところが、就業者に占める給与所得者の割合が約9割となっている現状で、その必要性は薄れているのではないかと考えられます。

これら2つの性格を考慮すると抜本的に見直すべきではないかと私考します。

＜図表：給与所得控除額＞

給与等の収入金額	給 与 所 得 控 除 額	
	改 正 前	改 正 後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋8万円
190万円超 360万円以下		
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超	195万円(所得金額調整控除:210万円)	

(注) 収入金額660万円未満の場合には、図表によらず、別表五により給与所得控除後の所得金額を求めることとされます(所法28③)。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。